

平成24年2月施行

A-1 無線局の無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受けた免許人は、どのような手続をとった後でなければ、その許可に係る無線設備を運用することができないか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その工事の結果を記載した書面を添えてその旨を総務大臣に届け出た後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 許可に係る無線設備を運用しようとするときは、申請書に、その工事の結果を記載した書面を添えて総務大臣に提出し、その運用の許可を受けた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 4 総務省令で定める場合を除き、登録検査等事業者（注）の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

注 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

A-2 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許がその効力を失ったときにとるべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局をAは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、Bしなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、航空機局の航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機については、Cである。

A	B	C
1 廃止するとき	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	送信機を撤去すること
2 廃止したとき	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	電池を取り外すこと
3 廃止したとき	1箇月以内にその免許状を返納	送信機を撤去すること
4 廃止するとき	1箇月以内にその免許状を返納	電池を取り外すこと

A-3 航空移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条、第55条及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別番号、電波の型式、周波数及び空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信及び緊急通信については、この限りでない。
- 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
 - 遭難通信
 - 緊急通信
 - 安全通信
 - 非常通信
 - 放送の受信
 - その他総務省令で定める通信

A-4 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。

- 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A-5 次の記述は、義務航空機局等の運用義務時間について述べたものである。電波法（第70条の3）及び無線局運用規則（第143条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局及び航空機地球局は、総務省令で定める時間運用しなければならない。
- ② ①による義務航空機局の運用義務時間は、Aとする。
- ③ ①による航空機地球局で航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものの運用義務時間は、その航空機が別に告示する区域を航行中常時とする。
- ④ 航空局及び航空地球局は、B運用しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B
1 その航空機の航行中常時	常時
2 その航空機の航行中常時	航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時
3 責任航空局が指示する時間	常時
4 責任航空局が指示する時間	航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時

A-6 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局においては、Aその無線設備がBを確かめなければならない。
- ② 義務航空機局においては、C使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A	B	C
1 その航空機の飛行前に	有効到達距離の条件を満たしているかどうか	2,000時間
2 毎日1回以上	有効到達距離の条件を満たしているかどうか	1,000時間
3 毎日1回以上	完全に動作できる状態にあるかどうか	2,000時間
4 その航空機の飛行前に	完全に動作できる状態にあるかどうか	1,000時間

A-7 次の記述は、ノータムに関する通信について述べたものである。無線局運用規則(第150条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① ノータムとは、航空施設、航空業務、航空方式又はAに関する事項で、Bに迅速に通知すべきものを内容とする通報をいう。
- ② ノータムに関する通信は、緊急の度に応じ、Cに次いでその順位を適宜に選ぶことができる。

A	B	C
1 航空機の航行上の障害	航空機の運行関係者	緊急通信
2 航空機の航行上の障害	航空交通管制の機関	航空機の安全運航に関する通信
3 航空路	航空機の運行関係者	航空機の安全運航に関する通信
4 航空路	航空交通管制の機関	緊急通信

A-8 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び中止について述べたものである。無線局運用規則(第22条、第154条の3及び第18条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくともAの間隔をおかなければ、呼出しを反復してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、B。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

A	B
1 10秒間	空中線電力を低減して呼出しを行わなければならない
2 10秒間	直ちにその呼出しを中止しなければならない

- 3 1分間 空中線電力を低減して呼出しを行わなければならない
- 4 1分間 直ちにその呼出しを中止しなければならない

A-9 緊急通信は、緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により、どのような場合に行うか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合

A-10 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条及び第70条の6）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、A、かつ、Bに対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、Cを直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
2 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射
3 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射

A-11 次の記述のうち、航空移動業務における遭難通信が終了したときに、遭難通信を率領した航空局がとらなければならない措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第174条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちに海上保安庁その他の救助機関にその旨を通知しなければならない。
- 2 できる限り遭難に係る航空機の付近を航行中の船舶にその旨を通知しなければならない。
- 3 直ちに遭難に係る航空機の付近を航行中の他の航空機にその旨を通知しなければならない。
- 4 直ちに航空交通管制の機関及び遭難に係る航空機を運行する者にその旨を通知しなければならない。

A-12 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたときにとるべき措置に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 局が行った重大な違反に関する申入れは、この違反を認めた主管庁がこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。
- 2 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨をその違反をした者の属する国の主管庁に報告する。
- 3 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、その旨をその検査官の属する国の主管庁に報告する。
- 4 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、事実を確認して責任を定め、必要な措置をとる。

A-13 次に掲げる書類のうち、電波法（第60条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際通信を行う航空機局及び航空機地球局（注）に備え付けなければならないものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。

- 1 免許状
- 2 無線業務日誌
- 3 無線従事者選解任届の写し
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則並びに国際民間航

空機関により採択された通信手続

A-14 無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第39条及び第40条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 使用を終わった無線業務日誌は、次に行われる電波法第73条第1項の規定による検査（定期検査）の日まで保存しなければならない。
- 2 航空機局においては、その航空機の航行中正午及び午後8時におけるその航空機の位置を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 4 国際通信を行う航空局及び国際航空に従事する航空機の航空機局又は航空機地球局においては、無線業務日誌に記載する時刻は、協定世界時とする。

B-1 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

電波の型式 の記号	電波の型式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
G1B	<input type="text"/> ア	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	<input type="text"/> イ
A2D	振幅変調で両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text"/> ウ
A3E	振幅変調で両側波帯	<input type="text"/> エ	電話（音響の放送を含む。）
J3E	<input type="text"/> オ	<input type="text"/> エ	電話（音響の放送を含む。）

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1 角度変調で位相変調 | 2 パルス変調（変調パルス列）で時間変調 |
| 3 電信（自動受信を目的とするもの） | 4 電信（聴覚受信を目的とするもの） |
| 5 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 | 6 ファクシミリ |
| 7 デジタル信号である2以上のチャネルのもの | |
| 8 アナログ信号である単一チャネルのもの | |
| 9 振幅変調で低減搬送波による単側波帯 | |
| 10 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 | |

B-2 次の記述は、航空移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局の無線設備のアを行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって②によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注）を行ってはならない。ただし、イ無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

- ② 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ 無線局の免許人は、②によりその選任の届出をした主任無線従事者に、ウごとに、無線設備のアに関し総務大臣の行うエを受けさせなければならない。
- ④ ③により、免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日からオに無線設備のアに関し総務大臣の行うエを受けさせなければならない。

- | | | |
|----------------|------------------|----------|
| 1 操作及び運用 | 2 操作の監督 | |
| 3 航空機が航行中であるため | 4 航空機の運航計画の変更のため | |
| 5 総務省令で定める期間 | 6 総務省令で定める地域 | 7 講習 |
| 8 試験 | 9 1年以内 | 10 6箇月以内 |

B-3 総務大臣に対する報告に関する次の事項のうち、電波法（第80条）の規定に照らし、無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならないときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難通信又は緊急通信を行ったとき。
- イ 無線局が外国において、当該外国の主管庁による検査を受けたとき。
- ウ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるとき。
- エ 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- オ 航行中の航空機において無線従事者を補充することができないため無線従事者の資格を有しない者が無線設備の操作を行ったとき。

B-4 次の記述は、航空局又は航空機局における試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条、第18条及び第154条の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空局又は航空機局は、無線電話通信において無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとするによって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)及び(2)の事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「」の連続及び自局の呼出符号又は呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「」の連続及び自局の呼出符号又は呼出名称の送信は、を超えてはならない。

(1) 3回

(2) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回

- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、を確かめなければならない。

- | | | |
|------------------------|-----------|-----------|
| 1 電波の周波数及びその他必要と認める周波数 | 2 電波の周波数 | |
| 3 本日は晴天なり | 4 試験電波発射中 | 5 30秒間 |
| 6 10秒間 | 7 各局 | 8 ただいま試験中 |
| 9 他の無線局が通信を行っていないかどうか | | |
| 10 他の無線局から停止の要求がないかどうか | | |

B-5 次の記述は、航空機局の一方送信について述べたものである。無線局運用規則（第162条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局は、その受信設備の故障によりアと連絡設定ができない場合で一定のイにおける報告事項の通報があるときは、当該アから指示されている電波を使用して一方送信により当該通報を送信しなければならない。
- ② 無線電話により①の規定による一方送信を行うときは、「ウ」の略語又はこれに相当する他の略語を前置し、当該通報をエしなければならない。この場合においては、当該送信に引き続き、次の通報のオを通知するものとする。
- 1 交通情報航空局 2 責任航空局 3 時刻 4 時刻又は場所
5 受信設備の故障による一方送信 6 受信設備の故障 7 送信
8 反復して送信 9 送信予定時刻 10 送信予定周波数

B-6 遭難通報等を受信した航空局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第171条の3）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに応答しなければならない。
- イ 航空局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）をあて先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の応答が認められないときは、当該無線局が応答することができるように、その応答をしばらく遅らせるものとする。
- ウ 航空局は、あて先を特定しない遭難通報を受信したときは、遅滞なく、これに応答しなければならない。ただし、他の無線局が既に応答した場合にあっては、この限りでない。
- エ 航空局は、遭難通報に応答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。
- オ 航空局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを航空交通管制の機関、海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。